令和8年度　第3回（仮称）堺市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する基本方針策定検討懇話会　会議録

1　開催日　　令和8年10月26日（月）午後6時30分から午後7時30分まで
2　場　所　　堺市役所本館　3階　大会議室2
3　出席者　　○構成員（敬称略　五十音順）
　　今西幸蔵（座長）、菅由季、宮坂政宏（副座長）、八尾宏道
　　○事務局
　　峯耕一郎　外
4　傍聴者　　1人
5　会議録

次第1　　開会（事務局挨拶）

○事務局　　それでは本日はお忙しい中、またお足元の悪い中、第3回（仮称）堺市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する基本方針策定検討懇話会にご出席いただきありがとうございます。

本日は、第2回懇話会において頂いたご意見を踏まえ作成しました基本方針案についてご説明し、ご意見を頂きたいと考えております。なお、これまでの懇話会で多くのご意見を頂戴し、基本方針案として一定の取りまとめを行うことができました。ありがとうございます。

本日のご意見を踏まえ、必要な修正を行った上で、パブリックコメントを実施し、その後、基本方針の策定につなげていきたいと考えております。本日はパブリックコメントの実施に向けた最終的な確認という観点から、特に修正すべき点等がございましたら、ご意見を頂ければと考えております。どうぞよろしくお願いします。

はじめに、本懇話会は（仮称）堺市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する基本方針策定検討懇話会開催要綱に基づき公開としております。また、本日の会議につきましては会議録作成のため、事務局において録音させていただきます。なお、録音した内容につきましては、本懇話会の会議録作成以外の目的には使用いたしません。

続いて、本日の出席状況についてご報告いたします。本日は大島構成員より、所要のため欠席との連絡を頂いております。なお、本日の案件に関してあらかじめ資料に基づいて詳細にご説明し、その上でご意見を頂戴しておりますので、意見交換の場で代読させていただきます。

（配付資料の確認）

本日の会議は、資料1「堺市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する基本方針案」、資料2「堺市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する基本方針概要版案」、参考資料としまして、「第2回懇話会における構成員からの主な意見」により進めてまいります。資料に不足がございましたら職員までお声掛けください。また、落丁がございましたら、本日お配りした白黒の資料でご確認いただければと思います。

それではこれより今西座長に議事進行をお願いいたします。

（座長挨拶）

○今西座長　　皆さんこんばんは。

本日は足元が悪いところ、また夜分にこうしてお忙しい中集まっていただいて大変ありがとうございます。座長としてお礼を申し上げます。

本日の3回目の会議をもって私たちの協議をまとめて、事務局がさらにまとめたものをパブリックコメントに出されるということをお聞きしております。本日が最後でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは次第に従って議事進行させていただきます。

案件「堺市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する基本方針案について」です。

本日は基本方針案について、第1章と第2章、第3章と第4章、第5章と第6章、そして第7章、最後に第8章の五つのブロックに区分けをして、順番にご確認いただきたいと考えております。そのように進行させていただきますので、ご了解お願いいたします。

これまでの懇話会で頂いた様々なご意見を踏まえて、本日の基本方針案を作成していただいたと思っております。非常にうまくまとめていただき、大変充実した内容になっていると思います。しかしながら、いろいろなご意見があると思いますので、本日出していただければ、更に内容が深まると思います。

それで、パブリックコメントの実施に向けての最終確認の場ということでございますので、新たな論点を出していただいて議論するのではなく、特に修正や補足が必要な点、あるいは表現上見直したほうがよい点がございましたらご意見を頂戴したいと思います。なお、本日の会議は1時間程度を見込んでおりますので、円滑な進行によろしくご協力お願いしたいと思っています。

それでは第1章「基本方針策定の背景」及び第2章「基本方針の策定の目的と位置づけ」について、事務局からご説明をお願いいたします。

次第2　　案件　堺市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する基本方針案について

（1）第1章　基本方針策定の背景　及び　第2章　基本方針策定の目的と位置づけ

○事務局　　基本方針案の1ページから6ページをご覧ください。

第1章では、本市の児童生徒数、学級数の将来推計、国の動向及び本市のこれまでの取組について整理しています。なお、第1章は1ページから5ページに掲載しております。

また、第2章では基本方針策定の目的と位置づけについて整理しており、6ページに掲載しています。第1章及び第2章につきましては、前回お示しした骨子案から大きな変更はなく、これまで頂いたご意見を踏まえた時点修正や表現の整理を中心に行っております。第1章、第2章の説明は以上でございます。

○今西座長　　どうもありがとうございました。今大野課長のお言葉にあったと思いますが、骨子案から大きな変更はないということ、若干の時点修正と表現の整理があったということでございます。

ここで、大島構成員のご意見が事務局に寄せられているということで、代読をお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○事務局　　大島構成員からお預かりしている意見を代読いたします。

「参考資料「第2回懇話会の主な意見」の（1）では、基本方針を保護者や地域住民等と共有する必要性が示されています。また、基本方針案では、保護者や地域住民との対話や意見交換を通じて、多くの実情を把握することとされています。地域で暮らす立場からすると、こうした取組を進めるに当たっては、地域住民が基本方針の内容や検討の背景を十分に理解できることが重要ではないでしょうか。

前回の懇話会において、事務局からは基本方針をホームページに掲載し、広く周知していくとの説明があったと認識しています。ペーパーレス化が進む昨今の社会状況は理解しておりますが、一方で地域住民の中にはインターネットによる情報収集に馴染みのない方もおられます。そのため、実際に意見交換等を行う対象校区については、ホームページへの掲載に限定することなく、より丁寧な情報提供に関する手法についても検討してはどうかと考えます。」

以上、大島構成員からのご意見でした。

○今西座長　　はい、ありがとうございました。大島構成員のご意見を代読していただきました。

それでは大島構成員のご意見を含めて、事務局からのご説明に対してご意見ありますでしょうか。大きな変更はないということですので、構成員の皆様が読んでおられて違和感や何かありましたらどうぞおっしゃってください。よろしいですか。

では私から質問です。大島構成員のご意見に対して、事務局では対応についていかがでしょうか。要するにインターネットがなかなか難しいと感じられる方、年配の方に限らずですが、そういった方々に対する対策についてどんなことを考えてありますか。普通はペーパーなんでしょうけど、一つでも方法をおっしゃっていただいたらありがたいのですが、いかがでしょう。

○事務局　　紙媒体を含めまして、そういう広報活動をできる媒体も考えていきたいと思います。

○今西座長　　ダイジェスト版でもいいと思います。大事なところをまとめていただき、PRしていただくということを一つお考えいただければと思います。

構成員の皆様はいかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは第3章「学校規模」及び第4章「学校配置」について、事務局からご説明をお願いします。

次第2　　（2）第3章　学校規模　及び　第4章　学校配置

○事務局　　基本方針案の7ページから14ページとなります。

まず、第3章は7ページから12ページに掲載しており、骨子案でお示しした内容を基本としていますが、より分かりやすくするため、文章の充実や説明の補足を行っています。

骨子案からの主な変更点としまして、学校規模別学校数の推計について、骨子案では文部科学省の考え方に基づく学校規模区分を用いて整理しておりましたが、基本方針案では本市が設定する適正規模の区分に基づく整理も必要であると考え、12ページに新たにグラフを追加しています。

次に、第4章は13ページから14ページに掲載しており、通学距離や通学時間、安全な通学環境の確保、地域との関係性への配慮等の基本的な考え方に変更はなく、骨子案の内容をもとに記載内容の充実を図っています。

第3章、第4章の説明は以上でございます。

○今西座長　　どうもありがとうございました。

構成員の皆様、お手元の資料7ページから第3章が始まっております。

第3章「学校規模」及び第4章「学校配置」についても、先ほどと同じく骨子案から方向性の大きな変更はない、しかしながら一定の議論がありましたので、これを踏まえて一定程度の内容の充実が図られているということでございます。

特に第3章の12ページですが、以前は文部科学省、国の基準だったのが、堺市が設定する適正規模の区分に基づいて、学校規模別の学校数の推計という形でデータを入れていただいております。

これを含めて構成員の皆様から第3章、第4章のご意見を頂きたいと思います。

学校規模の適正化の観点で、いろいろなご意見まとめていただいてまして、その中で広く私たちのまち堺が、今後こどもたちがどうなっていくのかということを考えていく土台となるものだと私は思っております。

特に適正規模の問題で、追加で文科省ではなく堺市の規模ということで記載していただいていますが、何かご意見ございませんか。よろしいでしょうか。

○宮坂構成員　　意見を付け加えてほしいとかそういった話ではないんですけれど、第4章の13ページ、14ページについてよろしいでしょうか。

まず基本的な考え方として通学距離、時間、そして教育活動の場だけでなく地域コミュニティの拠点であるということが書いてあります。

先般もPISA調査（※）の中でこどもたちの多様な学力、知識や理解、それらを含めた学びに向かう力といったもののベースとして、保護者あるいは地域コミュニティとの関わり、いわゆるソーシャルキャピタルというものが非常に重要な役割を果たしている、ということは明らかになっています。

ですからここで保護者はどうなのかということです。14ページの最後に、「保護者や地域住民の理解と協力を得ながら」とありますので、この一言でもいいのかもしれませんけれども。

地域コミュニティに関しては「関係性」、「活動への影響」、「コミュニティの維持、活性化」、そういった形で充実した内容になっていると思います。ですが保護者、PTAの活動が今はすごく低調になっているというような話を学校現場で聞いたので、そのような点にもいい影響を与えられるように、という内容が書ければと考えます。

例えば、過去学校が再編になる場合にはPTA間でも、保護者間でも意見が出ていたのではないかと思うんです。そういった点もどこか一言でも入れておいたらいいのではないかなと思います。保護者も地域コミュニティの一員といえば一員なんですけれども、やはり学校に対する直接的なステークホルダーですので。

だから意見を聞いたりするだけではなくて、地域コミュニティには書かれている「影響」、それから「維持、活性化」、こういったことを保護者も含めて分かるようにしていただいたらどうかと思っています。

（※）PISA調査：経済協力開発機構が実施する、国際的な学習到達度調査。

○今西座長　　保護者からの観点をもう少し入れることによって、厚みを増したものにしたいということだと思います。例えば13ページあたり、「基本的な考え方」の中で触れていただくとか。

今、宮坂構成員は14ページの最後あたりのことおっしゃっていますけれども、これらを含めてご検討いただけますでしょうか。

○事務局　　「学校配置」という章に入れるのか、そこは考える必要があると思います。

○今西座長　　なるほど。学校配置以外のところで、今のご意見を入れる検討をしていただくと考えてよろしいですかね。

○宮坂構成員　　後にも適正化に係る留意事項というところで「保護者の視点」も書いてありますけれども、意見を聞いて協力してもらってやるというだけではなく、学校が統合された後に、PTA間で違和感を持って一緒になるのではなく、より活性化するようないい意味での影響が出るようなものにしていったらどうでしょうか、という趣旨ですので、よろしくお願いいたします。

○今西座長　　そのほか構成員の皆様よろしいでしょうか。

それでは続いて第5章「めざす姿」及び第6章「学校規模及び配置の適正化の方策」について、事務局からご説明お願いします。

次第2　　（3）第5章　めざす姿　及び　第6章　学校規模及び配置の適正化の方策

○事務局　　基本方針案の15ページから18ページとなります。

まず第5章は15ページに掲載しており、骨子案から大きな変更はありません。

第6章は16ページから18ページに掲載しており、第2回懇話会で頂いたご意見を踏まえて修正を行っております。具体的には参考資料（11）のとおり、「「再編」や「再編整備等」の用語について、その意味や使い分けを明確にし、市民にとって分かりやすい内容とする必要がある」とのご意見を頂きました。これを踏まえ、基本方針案の24ページ以降に用語解説を掲載し、本文中の表現についても整理を行っております。

また、参考資料（13）のとおり、「取組の流れによっては、検討から実施までのおおよその期間やスケジュール感を示したほうが良い」とのご意見を頂きました。これを踏まえ、取組の進め方をより具体的にイメージできるよう、18ページに想定スケジュールの一例を新たに掲載しています。

第5章及び第6章の説明は以上でございます。

○今西座長　　ありがとうございました。

基本方針案の第5章「めざす姿」につきましては、骨子案から大きな変更はないということです。

第6章「学校規模及び配置の適正化の方策」につきましては、前回の懇話会で頂いたご意見を踏まえて、用語解説の追加や想定スケジュールの掲載など、内容の充実化が図られているということでございます。

参考資料もご覧いただきながら、ご意見を頂ければと思いますがいかがでしょう。

構成員の皆様、ご意見ないように思いますので、第7章に進ませていただきます。

第7章「学校規模及び配置の適正化に係る留意事項」について、事務局からご説明をお願いします。

次第2　　（4）第7章　学校規模及び配置の適正化に係る留意事項

○事務局　　基本方針案の19ページから21ページとなります。

内容につきましては骨子案の考え方を基本としておりますが、第2回懇話会で頂いたご意見を踏まえ、記載内容の充実を図っております。

例えば、参考資料（18）「保護者の負担軽減だけでなく、保護者の協力を得ながら学校運営や取組を進める視点も重要である」とのご意見を踏まえ、基本方針案の19ページ「（1）児童生徒及び保護者の視点」において、学校規模及び配置の適正化に伴う環境の変化に対応するため、保護者、地域、学校が相互に連携し、それぞれの役割を果たしながら児童生徒の学びと成長を支える環境の構築に努める旨を記載しております。

また、参考資料（21）「保護者や地域に寄り添うことにより、教職員の負担が増えるおそれがあるため、教職員への配慮も重要である」とのご意見につきましては、少し戻りますが基本方針案10ページ、下側の表の中段になります。第3章「学校規模」の（2）「学校規模適正化の観点」において、「指導体制の充実」という欄です。学校規模適正化の観点の一つとして位置づけ、教職員が専門性を生かしながら組織的・協働的に指導・支援できる体制の確保や、多様な教育課題に対応できる指導体制の充実を図る旨を記載しています。

第7章の説明は以上でございます。

○今西座長　　基本方針案の第7章をご説明いただきました。

これまでの懇話会で構成員の皆様から頂戴したご意見を踏まえて、児童生徒、それから保護者の視点について、内容の充実が図られているということでございます。

ここで大島構成員からのご意見を頂いていると聞いておりますので、事務局から代読をお願いします。

○事務局　　大島構成員からお預かりしているご意見を代読いたします。

「第7章（3）の「児童生徒の意見」についてですが、児童生徒の年齢や発達段階を踏まえ、意見を求める内容や時期、方法について十分に検討しながら実施するという意見が反映されている一方で、事務局からは「こどもたちを判断の主体にはしないことを基本としたい」との説明があったと認識しています。

私もその考え方は重要であると考えています。児童生徒の意見を聴きながらも、学校規模及び配置の適正化に関する判断は教育的観点や地域の実情等を踏まえて行うべきものであり、児童生徒自身を判断の主体とするものではないという考え方を、基本方針案の中でより明確に示してはどうでしょうか。」

以上、大島構成員からのご意見でした。

○今西座長　　ありがとうございます。

代読いただいた大島構成員のご意見を含めて、第7章についてご意見を頂戴したいと思います。

○宮坂構成員　　今の大島構成員の意見、私もまったく同じことを前回まで申し上げてきたつもりです。

事務局からこどもを判断の主体とはしないというお話を頂いておりますので、それはそれでいいと思うんですけど、ここにどうやって反映されるのか、どういう判断でその部分を書いていけるかなと思っております。

「意見を求める内容や時期、方法」については、同じ部分の「方法」の中に入っているのかなという気はしながら読んでたんですけれども。大島構成員の意見は全くもってそのとおりだと思っております。

「方法」に入ってるって言えば入ってるんですけどね。難しいところですけどね。

○事務局　　大島構成員のご意見、前回宮坂構成員からもお話しいただいたと認識しております。

今お配りしている方針案の中に、明確に「こどもたちを判断の主体にしないということを基本にしたい」ということは、文言上は使っていません。ただ、何らかの形で明記していくイメージは必要かなと考えておりますので、パブリックコメント等を行っていく中で文言の整理をしていきたいと思っています。ありがとうございます。

○今西座長　　今回のテーマに関しては、大島構成員のご意見に私も賛同します。

ただ今の教育のあり方、今後の教育のあり方はそうではなく、こどもを主体に考えるといったところがあります。

まず「こどもの権利条約」、今の世界中の教育のあり方は、こどもをエージェントとして、主体として捉えます。第4期未来をつくる堺教育プランではそうなんですね。そういう観点からすると、少し違和感を覚える面があります。

ただこの問題はこどもの判断ではなくて、地域住民の判断、行政の判断、保護者の判断、多くの方々のご意見を頂いてやっていくので、それについては大島構成員のご意見に私は反対しませんが、今後の教育については違うということだけは申し上げておきたいと思います。以上です。

○宮坂構成員　　今の意見ですが、私もそのとおりだと思うんです。

日本のこどもの特性として、学びに向かう力が非常に弱い、世界の先進国の中でも最低レベルなんです。

その中で、こどもが学びに向かって主体的に学ぶ「エージェンシー」というものをどう高めるか、エージェンシーに従ってこどもが自ら学んでいく、自らが学ぶ主体であるといったことは非常に大切だと思っております。

学ぶことにおいてはエージェンシーを大切にしなければならないと、先ほどの意見に同感ですし、そう強く思って

いる次第です。ですが、今回は政策をどう進めていくのかであって、政策判断の話であるということは私も重々理解しているつもりでして。こどものエージェンシーが発揮できるよう学ぶ環境を保障することがいいのではないかと思っています。

○今西座長　　誤解があってはいけないので、宮坂構成員に私の思ったことを代弁していただいたと思っています。今回の基本方針策定のテーマとは別の次元の話ですが、今の国際社会の流れがそういうものだということは認識していただきたい、という意味で申し上げました。

○事務局　　ありがとうございます。

座長がおっしゃった「こどもの権利条約」との関係は議会答弁の議論にもなっているところです。

第7章の留意事項の中で項目として「児童生徒の意見」をあげさせていただいております。児童生徒たちがどのような考えを持っているのかを聞くということはタイミングによっては必要だと考えています。

ただ前回申し上げた「こどもたちを判断の主体としないということを基本としたい」という表現が言葉足らずだったと思っております。先ほど、文章の表現を含めて文言の整理をすると申し上げたのは、今お二人がおっしゃったように「政策判断の可否にかかる根拠としない、ということを基本としたい」ということです。児童生徒が良いか悪いか、嫌だ、いいよと言っていることを、政策判断の根拠にしない、そういうことを表現したいと思っております。

いろいろなご意見を頂戴しながらも、児童生徒には選択肢を示して、どれがいいでしょうかと聞かせていただく、単純にYESかNOかを基本的に聞かない、そういう聞き方をしない、ということを肝にしたいと考えております。

○今西座長　　はい、ありがとうございました。

他のテーマでも結構ですので、構成員の皆様いかがでしょうか。

○八尾構成員　　一つだけ、先ほど事務局から教職員への配慮に関して、10ページに「指導体制の充実」というように前回から変更していただいてありがとうございます。

それでも、果たしてこれだけで教職員への配慮ができているのかというのは疑問です。

だからといって今私の頭になんて書いたら良い、というものがあるわけではないんですけど、もう少し踏み込んだような、配慮ができるような書き方ができないかなと思う次第です。

○今西座長　　今回の基本方針から少しずれる話ですが、今八尾構成員からとても重要なご意見を頂いたと思います。また事務局で持ち帰って、よろしくご検討お願いしたいと思います。

○宮坂構成員　　おそらく、教員の負担がこれ以上増えないようにするっていうことなんですよね。だからその負担ということがやっぱり課題になってくると思うんですけれども、これは働き方改革とかいろんなことありますから、他の政策とも合わせて、今回の方針も含めて、上の表に小規模の学校デメリット、保護者の経済的精神的負担が増えるって書いてあるんですけども、教員も同じことだと思うんですよね。だから他の政策も含めて合わせて、教員も負担が過重にならないようにとかですね。そういうような言い方もされたらどうですかね。

○今西座長　　今のご意見はご検討ください。

他どうでしょう、よろしいですか。

では、第8章「基本方針の推進及び検証」のご説明をお願いします。

次第2　（5）第8章　基本方針の推進及び検証

○事務局　基本方針案の22ページから23ページとなります。

第2回懇話会において参考資料（23）「再編整備懇談会での協議や方向性の検討は計画段階にあたるように思われるため、Plan・Do・Checkの整理や位置づけを分かりやすく示す必要がある」というご意見や、参考資料（24）「個別再編におけるPDCAサイクルについて何を評価するのか分かりにくいため、考え方を丁寧に示すべきである」といったご意見を頂きました。これを踏まえ、基本方針全体のPDCAサイクルと個別の再編におけるPDCAサイクルとの関係を整理しました。

第8章の説明は以上です。

○今西座長　第8章についてご説明いただきました。

前回の懇話会で皆様からご意見があったPDCAサイクルについて、基本方針全体と、個別再編の取組との関係が鮮明になるようにというご意見があったと思いますので、図や記載内容に若干の見直しがあったということでございます。

事務局の今のご説明について、何かご質問やご意見がございましたらお願いします。

○宮坂構成員　非常に見やすく、分かりやすくなっているなと感心しております。特にDoの部分ですね。

個々の再編整備のPDCAサイクルということでお示しいただいたのが、非常に分かりやすくなったと思います。

○今西座長　他の構成員の皆様はいかがでしょうか。

○八尾構成員　意見というより質問です。

第8章の22ページで、行動指標として「全部の学年及び一部の学年でクラス替えができない小学校全校の校区実情を把握し、取組手法の検討に着手する」というところは分かりやすくていいと思うんですが、その下の「新たに一部の学年でクラス替えができない状況となった小学校は、当該年度中に着手する」というこの一文がよく分からないので、教えていただければなと思います。

○事務局　毎年新たに11学級以下になった学校、それまで12学級以上あったのにその年に初めて11学級以下になったタイミングで、校区の実情を把握するところから手掛けていくということです。

○宮坂構成員　異動等があってクラス数が変わった場合の話ですかね。

○事務局　新しい年度に変わって11学級以下の学校になったら、その年に実情把握に着手します。

時点の問題だとお考えいただければと思います。例えば、来年度の4月1日時点で全部の学年もしくは一部の学年でクラス替えができない小学校は全校を回らせていただいて、校長先生やPTAの方々と実情を把握して、取組の手法の検討に入っていくというスタートを切ります。

ただ翌年にも増えたり減ったりするわけです。また新たに11学級以下の学校ができた場合には、その年度から着手していきます、という意味で書いていると理解していただけますとありがたいです。

○今西座長　　ご説明いただきましたがよろしいでしょうか。

それではご意見がないようでございますので、第8章はこれで締めたいと思います。

様々な観点から貴重なご意見を頂きまして、ありがとうございました。これまで3回の懇話会で頂いたご意見を踏まえて、本日お示ししていただいている基本方針案が出来上がったと思っております。

そして本日も新たにご意見を頂いておりますので、事務局におかれましては修正や整理をしていただいて、今後策定される基本方針をもとに、こどもたちの教育環境の充実に向けて、将来の堺っ子たちが幸せに生きていけるように考えていただいて、学校規模、配置の適正化といった問題に対して教育委員会として強い意志を持って、着実に推進していただきたいと、座長としてそう願っております。

本懇話会として予定していた意見交換は、これで終了とさせていただきます。

では事務局からスケジュール等についてご説明をお願いします。

（事務連絡）

○事務局　　今後の予定についてご説明いたします。

本日頂いたご意見を踏まえ、事務局において必要な修正を行います。また、ただいま座長から頂いたお言葉は激励の言葉だと思っております。こどもたちの教育環境の充実に向けて、本市の考え方や決意がより明確に伝わる内容となるように、消極的と受け止められるような表現がありましたら、そこを改める等しまして整理を行ってまいります。

その上で12月に市議会での議論を経てパブリックコメントを実施いたします。

それからパブリックコメントで頂いたご意見を踏まえた基本方針の取りまとめを行います。また、取りまとめた基本方針の確定版につきましては、改めて構成員の皆様にご報告の上で共有させていただく予定です。

事務局からは以上でございます。

○今西座長　　ありがとうございます。

本日も章ごとに様々なご意見を頂きまして、大変ありがとうございました。

第1回から第3回まで、あっという間に終わってしまったんですが、貴重なご意見を頂いて、また活発な議論を重ねていただきましたこと、厚くお礼申し上げます。

やっぱり基本的な方針ですので、実際具体的に、個別に取り組む時にはいろいろな問題があると思いますが、是非住民との対話を図りながら、強い意志を持って行政を遂行していただきたいということをお願いしたいと思います。

それでは事務局に進行をお返しいたします。

次第3　　閉会

○事務局　　本日は長時間にわたりご意見を頂きましてありがとうございます。また第1回から構成員の皆様には貴重なご意見を賜りましたこと、心より感謝を申し上げます。

今後は本日頂いたご意見を踏まえ、パブリックコメントの実施に向けた基本方針の最終的な整理を進めてまいります。

これをもちまして、第3回（仮称）堺市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する基本方針策定検討懇話会を閉会いたします。

お忙しい中、皆様どうもありがとうございました。